

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿嶋市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鹿嶋市長

## 公表日

令和5年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>■事務概要            地方税法及び鹿嶋市税条例に基づき、個人住民税を賦課している。関連業務として、課税証明・非課税証明等、諸証明の発行を行っている。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務            ①申告等情報の受領及び管理            ②他自治体等から当市への調査回答、当市から他自治体等への税務調査            ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送            ④住民登録外の課税に伴う他自治体への通知            ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知            ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理            ⑦他自治体課税であることが判明した場合の資料回送            ⑧賦課情報に基づく諸証明の発行            ⑨公金受取口座情報の取得</p>
③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、申告受付システム、eLTAX、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、証明書自動交付機システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一（第16の項）</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】            ・番号法 第19条第8号及び別表第二（第27の項）            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二の主務省令」という。） 第20条</p> <p>【情報提供】            ・番号法 第19条第8号及び別表第二（第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項）            ・別表第二の主務省令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 税務課 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1 0299-82-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1 0299-82-2911

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 日向寺 秀夫	課長 國邑 洋枝	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一(第16項)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一(第16の項)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (1行で記載できないため、以下の行に続く)	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号及び別表第二(第27項)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。)第20条第1号, 第2号, 第3号及び第4号</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号及び別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)</li> </ul>	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号及び別表第二(第27の項)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。)第20条</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号及び別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項)</li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (1行で記載できないため、上の行から続く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第二の主務省令 第1条第2号ロ 第2条第4号, 第5号ロ, 第6号ロ, 第8号, 第9号, 第10号, 第11号及び第12号ロ 第3条第4号, 第5号ロ, 第7号ロ, 第9号, 第10号, 第11号及び第12号 第4条第2号ロ 第6条第3号, 第4号イ, 第5号, 第6号イ, 第8号, 第9号, 第10号及び第11号 第7条第1号イ及び第2号イ 第10条第1号イ 第12条第3号リ及び第5号 第13条第1号イ及び第2号イ 第19条第1号ヲ 第20条第1号, 第3号及び第8号イ 第21条第6号 第22条第1号ハ 第23条第1号 第25条第1号, 第2号, 第3号ロ, 第6号, 第7号イ, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号 第28条第1号ニ 第31条第1号ニ, 第3号及び第5号ニ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第二の主務省令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3,</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (1行で記載できないため、上の行から続く)	第34条第1号及び第2号 第35条第3号 第36条第1号イ及び第2号イ 第37条第1号イ及び第3号 第38条第1号イ、第2号及び第3号 第40条第1号及び第2号 第43条第1号イ、第2号、第3号口、第5号イ、第8号、第9号、第10号及び第11号 第44条第1号ヲ 第47条第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第10号口及び第11号口 第49条第1号及び第2号 第50条第2号イ、第3号イ、第4号イ及び第5号イ 第51条第4号イ、第7号及び第13号 第54条第1号ハ、第3号ハ及び第4号ハ 第55条第1号ハ、第3号ハ及び第4号ハ 第58条第1号イ及び第2号イ 第59条第1号	第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 國邑 洋枝	課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第19条第7号及び別表第二(第27の項)</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。) 第20条</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第19条第7号及び別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項)</li> <li>別表第二の主務省令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の3</li> </ul>	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第19条第8号及び別表第二(第27の項)</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。) 第20条</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第19条第8号及び別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項)</li> <li>別表第二の主務省令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の3</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事業の概要	<p>■事務概要            地方税法及び鹿嶋市税条例に基づき、個人住民税を賦課している。関連業務として、課税証明・非課税証明等、諸証明の発行を行っている。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務            ①申告等情報の受領及び管理            ②他自治体等から当市への調査回答、当市から他自治体等への税務調査            ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送            ④住民登録外の課税に伴う他自治体への通知            ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知            ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理            ⑦他自治体課税であることが判明した場合の資料回送            ⑧賦課情報に基づく諸証明の発行</p>	<p>■事務概要            地方税法及び鹿嶋市税条例に基づき、個人住民税を賦課している。関連業務として、課税証明・非課税証明等、諸証明の発行を行っている。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務            ①申告等情報の受領及び管理            ②他自治体等から当市への調査回答、当市から他自治体等への税務調査            ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送            ④住民登録外の課税に伴う他自治体への通知            ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知            ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理            ⑦他自治体課税であることが判明した場合の資料回送            ⑧賦課情報に基づく諸証明の発行            ⑨公金受取口座情報の取得</p>	事前	